

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて

奥野, 新太郎
九州大学大学院 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/27313>

出版情報 : 中国文学論集. 41, pp.59-73, 2012-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン :
権利関係 :

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて

奥野新太郎

一 問題の所在

劉辰翁（字会孟、号須溪、一二三二〜九七）は宋末の愛国詞人として知られる。例えば蕭啓慶「宋元之際的遺民与弑臣」^①は、宋元交替期の江南文人を「忠義」「遺民」「弑臣」の三種に分類し、それぞれ、「元軍に抵抗して死んだ烈士」、「故国に忠義を尽くし、新朝に仕えなかつた節義の士」、「祖国を裏切り、新朝に仕えた現実主義者」と定義した上で、死によつて祖国の滅亡を体験しなかつた「忠義」を除き、「遺民」と「弑臣」がそれぞれ元代をいかに生きたかについて論じている。その際、遺民についてさらに「激進」「温和」「辺縁」の三種に分類する。うち「激進」型とは、氏の定義に拠れば、抗元軍の柱であつた文天祥の精神を承け、節に殉じて元に仕えず、遺民として生きた者たちである。そして蕭は劉辰翁を「激進」型遺民に分類する。これは劉辰翁が文天祥と同門であることと、その詞が時事に対する感慨を述べ、故国を悼み悲しむ心情を主な内容とすることに由る^②。かかる認識は劉辰翁に対する一般のそれを代表するものと言える。例えば、

○激動の南宋末期において、劉辰翁は歴史上の志士や仁人と同様、祖国と民族の命運を常に心に思い続けた。彼は元代の統治階級による民族抑圧に反対し、南宋滅亡後十八年間の遺民生活において、亡国の恨みを抱き続け、その心情は痛恨極まるものであつた。（在風雨飄搖の南宋末年、辰翁象歴史上所有志士仁人一樣、念念不忘自己国家民族的命運。他對元代統治階級的民族壓迫是反對的。在宋亡後的十八年遺民生活中、辰翁又飽飲亡国之恨、

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて

心情又最痛苦。⁽¹⁾

○劉辰翁は宋元交替期に生き、南宋王朝の滅亡を目撃し、領土を蹂躪される悲しみや遺民としての屈辱を嘗めつくし、その胸中には漢民族としての恨み、国家の悲痛などが満ち、それゆえ彼は直截な筆致で人々の心に迫る詞章を多く書き綴った。愛國詞こそが須溪詞の主な内容である。詞人は宋末元初の様々な社会生活を、様々な角度から描写し、そこに自分の心の内よりわき上がる真実の感情を注ぎ込んだ。(劉辰翁身処宋・元易代之際、目撃宋王朝の淪亡、深切感受金甌破碎の悲痛、備嘗遺民屈辱的苦楚、民族恨・家國痛、填塞胸膺、因而他常用中鋒重筆、写下許多動人心絃、感人肺腑的詞章。愛國詞、是須溪詞的基本内容、詞人对宋末元初広闊的社会生活、作了多角度・多層面的描繪、傾注了自己发自内心的真实感情。)

○劉辰翁は生涯を通して、南宋滅亡から元政權の支配確立への過程を経験した。……彼が南宋で過ごした四十年余りの間、国の形勢は傾き、南宋政權は外敵の侵略により凋落し続けた。一人の書生として、劉辰翁は国の衰退を目撃し、己の無力を嘆き、隱棲の道を余儀なくされたが、民族の氣概を持ち続け、元人の脅威と誘惑に屈することなく、モンゴルの統治者のために働くことをせず、節を曲げて敵に従うことを拒み続けた。たとえ在野で終わろうとも、宋朝への貞節を守り通したのである。……劉辰翁の詩詞文は、その深い嘆きや悲しみを内に秘め、沈鬱な響きを帯び、宋元交替期の時代の様子や、南宋遺民の生活や心理状態を強く反映させており、文学を通して、その特殊な時代を活写し、強烈な愛國の情や祖国への思いを描き出している。(劉辰翁的一生經歷了南宋滅亡到元政權趨于鞏固的過程。……劉辰翁在南宋生活的這40多年、国家形勢垂危、政權一直处在強敵壓境的飄飄欲落之中。身為一介書生、劉辰翁眼看國事日壞、哀嘆回天無力、只好選擇避世的道路、但能堅持民族氣節、不屈服元人的威脅和利誘、不為蒙古統治者服務、終生不屈節事敵、寧肯終老山林、而堅守对宋朝的忠貞。……劉辰翁的詩・詞・文均寄托遥深・慷慨沈鬱、深刻地反映了宋元易代之際的時代風貌和南宋遺民的生活狀態和心理狀態、以文学的形式真实地再現了那段特殊的歷史、表現出濃厚的愛國熱情和对故國故土的眷戀。)

とあるように、いずれの言説においても彼は當時を代表する愛國者として認識されている。だが劉辰翁のこのようなイメージは真に妥当なものであろうか。近年、顧宝林・周志鋒『須溪詞』遺民心態的變異及溯源⁽²⁾』において興味

深い指摘がなされた。該論文は宋末を代表する愛国詞人劉辰翁について、その詞作品を分析し、彼の愛国、忠国の心は時とともに次第に薄れてゆき、モンゴルによる新王朝のもつて次第に変容していったと指摘する。その原因として、元の漢化や漢法の採用、元宋習俗の融合、元による江南の人材発掘などの社会背景を挙げ、これら社会の変化とともに劉辰翁の愛国の念や民族感情は次第に影を潜めていき、総じて、劉辰翁は遺民としての性質を多分に有しつつも、典型的な遺民と見なすことはできないと結論しており、その指摘は注目値する。村上哲見「弑臣と遺民——宋末元初江南文人の亡国体験」も述べるように、宋末元初を生きた人々は後人による種のイメージや先入観を通して見られることがしばしばある。そしてそれは必ずしも実情にそぐわない。愛国詞人として知られる劉辰翁も、そのイメージの妥当性について再検討する必要がある。さらに劉辰翁に関する先人の言論を総覧すると、そこには大きな問題があることに気付く。即ち、劉辰翁を抗元の愛国者として論じる際、その議論において最も重要であるはずの、彼の入元後の事跡について、驚くほど注意が払われていないのである。そこで本稿では、入元後の劉辰翁の事跡を追いながら、かかる問題に対する筆者の見解を提示する。

二 南宋滅亡前後の劉辰翁の動向

まず南宋滅亡前後の劉辰翁の動向について確認しておく⁹⁾。至元十一(一二七四)年、クビライはバヤンを総司令官に任命し、南宋への侵攻を開始する。翌至元十二(一二七五)年には、江西にも元軍が攻め入る。同年二月、元軍は鄱陽湖のほとりの饒州に到り、降伏を迫られた知州唐震はそれを拒んで死ぬ。劉辰翁の師江万里も北芝山に掘っておいた止水という名の池に身を投げて殉じ、一方、文天祥は詔に応じて江西にて勤王軍を起す。五月、宋左丞相陳宜中は劉辰翁を史館に召すも、劉辰翁は辞退する。七月、宋度宗崩御、恭帝即位。十月、劉辰翁は太学博士に任じられるも、戦火のため行けず。十一月、スルドタイ率いる部隊が隆興府に到り、江西転運使兼知隆興府の劉槃が降伏、江西諸郡も相次いで降伏。戦火が迫り来る中、劉辰翁は十二月に青原山の東、方山のふもとにある虎溪へと避難し、妻の一族蕭氏の保護を受ける。翌至元十三(一二七六)年正月、將軍バヤンの前に伝国の玉璽及び

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて

降表を献上し、南宋は滅亡する。同年暮春、劉辰翁は虎溪を離れ、しばし永陽に身を寄せ、^⑩至元十五（一二七八）年、廬陵に帰る。南宋滅亡後の劉辰翁の伝記については、例えば「託方外以歸」（『宋史翼』本伝）、「宋亡不仕」（『新元史』本伝）など、宋滅亡後各地を放浪したことや、元朝への不仕を記すのみで、滅亡後の動向については記されない。宋滅亡後、彼は残りの人生をどのように過ごしたのか。

大徳元（一二九七）年一月に亡くなるまで、彼は残りの人生をほぼ故郷廬陵で過ごすことになるが、その間、評点や著述、書物の校勘や整理のほか、文人たちとの交流、子弟の教育などに力を注ぎ、江西を代表する郷先生としてその名声は甚だ高かった。例えば危素「元故徵君杜公伯原公墓碑」（『危太樸文統集』卷二）に言う。

時臨江皮氏尊賢礼士、若廬陵劉太博会孟・鄧礼部中父・蜀郡虞公、及之豫章熊僉判与可、及我呉文正公皆在焉。公与同里范供奉德機、年最少、從諸公講学不倦、及壮超然有遺世之意。

時に臨江の皮氏賢を尊び士を礼し、廬陵の劉太博会孟・鄧礼部中父（甫）（鄧剡）・蜀郡虞公（虞集）、之れに及ぶに豫章の熊僉判与可（熊朋来）、及び我が呉文正公（呉澄）皆な焉に在り。公と同里の范供奉德機（范梈）と、年最も少く、諸公に従い講学すること倦まず、壮に及びて超然として遺世の意有り。

この文は『谷音』の編者として知られる杜本の墓碑銘である。文中に名が見える虞集や范梈は、元詩四大家として文学史上名高い人物であり、この資料は劉辰翁と元詩四大家との直接の交流を伝えるものとして注目される。ここには、若き杜本や范梈らと親しく交わる劉辰翁の様子が窺える。

また論立「元故聘君高圃先生何公隱士世系行述」（北京図書館所蔵清抄本『知非堂稿』^⑪卷七）に言う。

是時科挙廢、先生乃名能詩。時劉会孟走書架閣云、「令郎能過荒浜。」相与劇談三日夜、足成佳士也。至元癸未、始受業於劉会孟門。一日、論及「平淮西碑」、衆不能詢。先生曰、「敢問作之当何如。」大博叙作之之意。先生曰、「若然則碑不仆矣。」大博深喜之、乃授以文法。得『興觀集』以歸。

是の時科挙廢され、先生（何中）乃ち詩を能くするに名あり。時に劉会孟書を架閣（何中の父何天声）に走らせて云う、「令郎能く荒浜に過ぎるか」と。相い互に劇談すること三日夜、佳士と成すに足る。至元癸未（一二二八三）年、始めて業を劉会孟の門に受く。一日、論の「平淮西碑」に及び、衆詢う能わず。先生曰く、

「敢えて問う之れを作るに当に何如すべし」と。大博（劉辰翁）之れを作るの意を叙ぶ。先生曰く、「若し然らば則ち碑仆なほれず」と。大博深く之れを喜び、乃ち授くるに文法を以てす。『興觀集』を得て以て帰る。

ここには何中（一二六五〜一三三二）ががって劉辰翁に師事したことが述べられている。入門当時、何中はまだ二十歳にも満たない青年であった。劉辰翁による講義の最中であろう、何中の質問に大いに喜んだ劉辰翁は、何中に文法を教授し、のち自選の『興觀集』を教材として与えたという。このように、既存の作品への評点に加え、自らも書物を編纂しながら、それらを用いて弟子の教育に当たっていた。

劉辰翁の弟子で注目すべきは、異民族の弟子の存在である。薛超吾（一二七三？〜一三五〇）、字昂夫、号九臯、漢姓は馬、懷孟（現河南省沁陽の辺り）で生まれ、のちモンゴルの江南接取に伴い、父とともに江西の南昌に移り住んだ。貫雲石とともに、元代を代表するウイグル人散曲家として知られる。趙孟頫「薛昂夫詩集序」（『松雪齋文集』卷六）に「嘗て弟子の礼を須溪先生の門に執る（嘗執弟子礼於須溪先生之門）」とあるように、薛超吾は若くして劉辰翁に師事した。劉將孫は彼の詩集に序文（『養吾齋集』卷十一「九臯詩集序」）を寄せて言う。

昂夫以公侯胄子、人門家地如此、顧蕭然如書生、勵志於詩、名其集曰「九臯」、此其志意過流俗遠矣。

昂（昂）夫は公侯の胄子を以て、人門家地此くの如きも、顧つて蕭然たること書生の如く、志を詩に励み、其の集に名づけて「九臯」と曰う、此れ其の志意流俗を過ぎること遠きかな。

薛超吾はウイグル族でありながらも、漢族の文学を熱心に志した人物であった。趙孟頫も「吾昂夫の詩を觀るに、学問の以て氣質を變化すべきを信するなり（吾觀昂夫之詩、信乎學問之可以變化氣質也）」（薛昂夫詩集序）と称えている。モンゴルとともに江西の地へとやってきたウイグル人薛超吾は、劉辰翁ら南人にとっては「侵略者」モンゴルの一味にほかならないはずである。もし劉辰翁に異民族を拒絶する感情があれば、二人の交流は成立し得なかつたであろう。薛昂夫の存在は、劉辰翁に異民族を排除・拒絶する感情が希薄であつたことを示唆する。薛超吾は劉氏父子に加え、虞集や趙孟頫など当時の著名な文人達との交流もあつたが、そこにも異民族であることによるわだかまりや軋轢は見出せない。

さらに、彼の教育活動は私的な場のみに限定されるのではなく、学校（廟学）という公的な場でも行われている

た。牧野修二の一連の研究によって明らかのように、元代は学校が文人の活動の中心の場となっており、そこでの教育に關与することは、当時の文人たちへの影響及び地域社会における役割の面からもその持つ意味は小さくない。蘇天爵「元故少中大夫江西湖東道肅政廉訪使趙忠敏公神道碑銘」(『慈溪文稿』卷十)に言う。

公還京師、求解其職。久之、台臣知公賢能、奏夤江西湖東道提刑按察司事、上可其奏。……吉鎮守万戸蘇某横恣不法、樹党与十人、号十虎、持郡県短長、縦虐於民。公擒其党一人、急索其家、得刀斧弓矢並新屠牛、獄具、即杖殺之。民争愬其枉、尽取九人治之。万戸誣公擅殺、行省臣曰、「州郡置兵本以為民除暴、今自為暴、可乎。僉事用法擊賊、非擅殺也。」万戸慚憤而退。江南既帰版圖、後生漸趨刀筆之習。公行部大郡、遣吏奉書幣迎故縉紳先生劉辰翁・鄧光薦・黎立武舍于学宮、命諸生從授經訓、業成者復其家、士風由是浸盛。

公(趙秉政)京師に還りて、其の職を解かれんことを求む。之れを久しくするに、台臣公の賢能なるを知り、奏して僉江西湖東道提刑按察司事とせんとし、上其の奏を可とす。……吉鎮守万戸蘇某(蘇良)不法を横恣ほしさまにし、党を樹てて十人を与し、十虎と号し、郡県の短長を持ちて、縦まに民を虐ぐ。公其の党の一人を擒え、急ぎ其の家を索むるに、刀斧弓矢並びに新たに屠れる牛、獄具を得たり、即ち杖して之れを殺す。民争いて其の枉を愬うたえれば、尽く九人を取りて之れを治む。万戸公の擅殺するを誣うるも、行省臣曰く、「州郡に兵を置くは本とて民の為に暴を除かんとすればなり、今自ら暴と為るは、可か。僉事は法を用て賊を撃つ、擅殺するに非ず」と。万戸慚憤して退く。江南既に版圖に歸し、後生漸よ刀筆の習に趨る。公大郡に行部し、吏を遣わして書幣を奉じて故縉紳先生劉辰翁・鄧光薦・黎立武を迎えて学宮おに舍らしめ、諸生に命じて經訓を從授せしめ、業成る者は其の家を復し、士風是れに由りて浸く盛んなり。

神道碑の主は趙秉政(一二四二〜一三〇八)である。彼は若くしてクビライのケシクに入り、南宋討伐戦で活躍した後、一度は官を退くも、御史台臣の推薦により江西湖東道提刑按察司僉事に任ぜられた。その後、廬陵で民を苦しめていた万戸蘇良ら十虎を討伐する。この十虎討伐は至元十六(一二七九)年頃の出来事である。その後しばらく江西を離れるが、大徳五(一二三〇)年に江西湖東道肅政廉訪司として再び江西に赴任する。ここに引用した出来事は全て南宋滅亡後もない頃のものと考えられる。

周知のように、モンゴルは南宋接收後、科挙を停止した。それにより、科挙による立身出世という体制の中に生きてきた士人たちは処世の転換を余儀なくされる。根脚に基づいた人材登用を基盤とし、科挙が停止された元代にあっては、多くの文人たちは胥吏として生きる道を選んだ。文中の「刀筆の習に越る」とはこのことを指す。かかる風潮の中、学問の衰退を憂えた趙秉政は、劉辰翁ら地域の著名な文人を廟学に招き、若者のために受業をさせ、それによって士風はようやく持ち直したという。元代の学校には廟学と書院があり、文中の「学宮」は廟学を指す。牧野に拠れば、「學術研鑽を主目的とする研究機関の性格が濃厚」な書院に対し、廟学は「教育機関の性格が強かった」という。ここで注目すべきは、劉辰翁が廟学という公的な場において教育活動を行なっている点と、それが元朝官僚の要請によるものである点である。『元典章』に提刑按察司官は「農桑を勸課し、民の疾苦を問ひ、学校を勉励し、教化を宣明す」べきと見えるように、赴任先の学校を整備することは提刑按察使の職務の一つであった。趙秉政は職務として劉辰翁らを廟学に招いたのであり、即ちそれは元朝官僚からの正式な依頼であり、そこに劉辰翁と元朝官僚との接触が確認できるのである。さらに牧野に拠れば、「廟学書院の構成員は授業（肄業）と試験（課試、課業）を媒介にして結ばれる学校官（教授、山長、学正、学録、教諭）と生員（小学生員は八歳から十五歳まで、大学生員は十五歳から三十歳まで）とを主とすることは言うまでもないが、その外に学官身分は有たないけれども講学に従事する耆宿之儒があり、また三十歳から五十歳までの生員も一定の登学義務と課試の義務とを負わされていた」とあり、劉辰翁らは牧野の言う所の「耆宿之儒」に当たる。劉辰翁が趙秉政の招きに応じて廟学にて教鞭を執ったことは、仕官に準ずる行動と見なすこともできるのではないか。劉辰翁の不仕はかかる事実を踏まえた上で解釈せねばならない。加えて、趙秉政は南宋討伐戦で功を上げた人物である。仮に顧・周前掲論文の述べるように、劉辰翁の元への反抗心が時とともに緩和されていったと考えると、この時点での元朝官僚への協力は些か早すぎるとは言えまいか。この事例に鑑みるに、劉辰翁にはもともと元に対する強い反抗心など無かった考えの方がよさそうである。劉辰翁の作品中には確かに宋の亡国を悲しむ表現が散見するが、村上哲見も指摘するように、故国の滅亡を悲しむ心情と新王朝に対する反抗心とは別個の問題であろう。宋滅亡後、劉辰翁は元朝官僚の要請により、地域社会における学校教育に関与していた。これは劉辰翁が宋滅亡後においても元朝と断絶していなかったこ

とを示している。官途に就かなかつたことが完全なる隱遁を意味するわけではない。そもそも劉辰翁の場合、南宋期の官歴を見ても、仕官に対する積極性は見出し難い。彼の入元不仕は、本人の氣質に由る部分も考慮しなければならぬ。彼は仕官よりも郷里で子弟を教育することに情熱を傾けていた。加えて、元朝の新たな人材登用システムのもと、漢人・南人の出仕方法が大きく変化したことも踏まえる必要がある。劉辰翁ら南人は容易に仕官できる環境にはなかつたのである。さらに南宋滅亡の年、劉辰翁はすでに四五歳であつた。のち放浪を経て廬陵に戻つたときには四七歳。程鉅夫による江南訪賢が行われた至元二三（一二八六）年時にはすでに五五歳であつた。記録による限り、劉辰翁がこの訪賢時に推挙された形跡は無いものの、例えばこの時に推薦された趙孟頫（一二五四〜一三三二、当時三三歳）や呉澄（一二四九〜一三三三、当時三八歳）などと比べても、新王朝で新たに職を求めめるには些か歳をとりすぎていたとも言える。このように、劉辰翁の入元不仕は元に対する抵抗心ゆえとは考え難いと言わざるを得ないのである。

三 元朝官僚との関わり

劉辰翁は新王朝に仕官こそしなかつたが、それらと断絶していたわけではない。このことを論じる上で重要なのが、先に指摘した元朝官僚との関わりである。本節ではこの問題についてさらに詳細に見ていきたい。まず『須溪集』巻二に収める「長沙廉訪司題名記」^⑩を見てみよう。提刑按察司は至元六（一二六九）年に設置され、至元二八（一二九一）年二月、肅政廉訪司と改称した。その際、各道の官舎に新たに題名記が書かれたようである。劉辰翁の題名記は至元二九（一二九二）年に書かれた。題の「長沙」は嶺北湖南道肅政廉訪司の官舎が置かれていた天臨路。この文章で重要なのは、この題名記執筆が公的な活動であることである。政府の官舎の題名記執筆が私の活動としてなされるはずがない。文中には詳しい執筆経緯は記されないが、「ついで伴来たりて文を廬陵に「求めて」以て之れが記を為らしめ、制を重新せんとす（伴来「求」文於廬陵以為之記、重新制）」とあるように、その執筆は官署或いは関連する官僚から正式に依頼されたものである。廬陵に隱居していた劉辰翁のもとへわざわざ隣の行省から公的文

書の執筆の依頼がきたことは、当時における劉辰翁の文名の高さを物語るものでもある。

この他にも元朝の官僚との関わりを示す事例として、例えば「安遠亭記」「送段郁文序」が挙げられる。「安遠亭記」(『須溪集』巻五)は郭昂が建てた安遠亭のために書かれたもの。郭昂(一二三四?～一二九四)、字は彦高、彰徳路林州(今の河南省林県)の人で、文武ともに優れ、至元二(一二六五)年に廉希憲にその才を見出され、山東統軍司知事を拝し、その後経歴官、襄陽統軍司経歴、沅州安撫司副使、沅州知、招討沿辺溪洞副使、広東宣慰使などを歴任する。至元二十六(一二八九)年には江西地域の盜賊を鎮圧したというが、虞集「李仲華墓表」(『道園類稿』巻四九)に「至元十九(一二八二)年、宜黄県撫州に言う、盜の仙佳郷の南坑に起る有り」と。郡諸会府に言い、檄を得て兵を調べ、監郡虎翼・招討郭昂に命じて之れを捕治せしむ(至元十九年、宜黄県言於撫州、有盜起仙佳郷之南坑。郡言諸会府、得檄調兵、命監郡虎翼・招討郭昂捕治之)」とあるように、郭昂が招討使として江西に来たのは至元二十六年よりもさらに早い時期であった。至元十九年と言えは南宋滅亡から十年にも満たぬ頃である。そして郭昂は江西の地において劉辰翁ら現地知識人達の歓迎を受けた。「安遠亭記」に言う。

郭公彦高招討出江西、衆知其文武威風、中州名士也、把酒鷺洲之上。公言往往沅湘、深入谿洞、南士相与亭其処曰「安遠」。為詩若記、惜予不及見也。……公通古今、識大札、初至沅時、以反状告者六七、公不聽、迄無反者。問其人、類怨家也。予著公安遠大略、春草碧波、鳥啼樹間、予与二三子候公帰騎南門之外、襁負之孫、更生之子、皆欣欣焉。則亦西江安遠一亭也。公名昂、大名府人。

郭公彦高招討江西に出づるに、衆其の文武威風にして、中州の名士なるを知り、酒を鷺洲の上に把む。公言う往て沅湘に在りしとき、深く谿洞に入り、南士相い与に其の処に亭して「安遠」と曰う、と。詩若び記を爲るも、予の見る及ばざるを惜しむ。……公古今に通じ、大礼を識り、初め沅に至りし時、反状を以て告ぐる者六七あるも、公聴かず、迄に反者無し。其の人に問えば、類ね怨家なり。予公の安遠の大略を著すに、春草碧波、鳥樹間に啼き、予と二三子と公の帰騎を南門の外に候ち、襁負の孫、更生の子、皆な欣欣焉なり。則ち亦た西江の安遠一亭かな。公名は昂、大名府の人なり。

文武威風たる郭昂の人となり感じて酒宴を以て歓迎し、親しく交流する劉辰翁ら江西人士の態度には、この元

朝官僚に対する敵愾心など何ら窺えない。

次に「送段郁文序」(『須溪集』卷七)である。段郁文の伝記は未詳であるが、序中に、

郁文段君以東平書生為吾州知事、數相過、論文說詩、氣相同、甚善。然北來馬上、君独守文飾吏、視書如律、得不迂滯疏廢、吾南土政坐此。

郁文段君東平の書生を以て吾が州の知事と為り、數ば相い過ぎり、文を論じ詩を説けば、氣相い同じくして、甚だ善し。然るに北來の馬上、君独り文を守り吏を飾え、書を視ること律の如く、迂滯疏廢せざるを得れば、吾が南土政に此れに坐すなり。

と見え、東平より吉州路知事として赴任してきたことがわかる。吉州路は吉安路。『元史』卷六二地理志に拠れば、至元十四(一二七七)年に吉州路総管府となった。同書卷九一一百官志に拠れば、至元二十三(一二八六)に諸路総管府に知事一員乃至二員が置かれ、『統文獻通考』卷六四職官考に拠れば、諸路総管府知事の官品は従八品であり、段郁文は紛れもない元朝の官僚である。「送段郁文序」には元朝官僚と劉辰翁の相親しむ様が描かれている。

そして最も注目されるのがマンガタイの事例である。『須溪集』卷七に「丞相葬哈岱美棠碑文」なる文章が収められる。この文章は従来の劉辰翁研究ではあまり注目されないが、その持つ意味は小さくない。「葬哈岱」とは『元史』卷一三一に立伝されるマンガタイを指す。彼の名は漢字で表記される際には「蒙古帶」「忙古台」「忙古歹」など様々な字が当てられる。マンガタイはタタル部族の出身で、東平路のダルガチの家系である。世祖クビライに仕え、樊城・襄陽戦で活躍した。至元十三(一二七六)年、彼はバヤンのもとで臨安接収作戦に参加し、両浙大都督として范文虎と共に開城後の臨安を治め、二王の追撃にも加わった。宋朝を奉ずる立場から見ればまさに憎み恨むべき対象である。のち彼は至元二五(一二八八)年に江淮行省管内の全権を委ねられる。碑文に言う。

二十七年、以江西平章奥魯赤不称職、特命為丞相、兼樞密院事、出鎮江西。謹約束、鋤強暴、尊卑殊服、軍民安業、威德並著、在官四十日卒。

(至元)二十七(一二九〇)年、江西平章奥魯赤の職に称わざるを以て、特に命じて丞相と為し、樞密院事を兼ね、出でて江西を鎮せしむ。謹んで約束し、強暴を鋤き、尊卑は服を殊にし、軍民は業を安んじ、威徳並びに

著るるも、官に在ること四十日にして卒す。

至元二十七年、マングタイは江西行省丞相として赴任するも、その後四十日で在職中に亡くなった。碑文の冒頭にも「至元二十七年秋九月、丞相葬哈岱江西を以て廬陵に省治し、凡そ四十日して、位に薨ず（至元二十七年秋九月、丞相葬哈岱以江西省治廬陵、凡四十日、薨於位）」とあり、両者が同じ人物を指すことは間違いない。「元史」卷十六世祖本紀に拠れば、至元二十七年五月、元朝は江西行省の省治を一時的に廬陵に遷している。当時江西地域で頻発していた鍾明亮らの反乱を抑えるためである。わずか四十日の在任だが、その善政は碑文中に言を尽くして述べられている。また立碑の経緯についても、

公之没也、若士若民、請於省府祠之、省曰、「吾責也。」府亦曰、「吾責也。」其門生故吏則又曰、「吾責也。」民士因不敢為。至二十九年春復請、府經歷濟南孫某、以其俸獨倡成之、孫蓋公所辟以自輔者。民士共高其誼曰、「我則何力於斯。」則相与植碑於学、以其詩來請。

公の没するや、士の若き民の若き、省府に之れを祠らんことを請えば、省曰く、「吾が責なり」と。府も亦た曰く、「吾が責なり」と。其の門生故吏も則ち又た曰く、「吾が責なり」と。民士因りて敢えて為さず。（至元）二十九（一二九二）年の春に至りて復た請うに、府の經歷たる濟南の孫某、其の俸を以て独り之れを成さんことを倡う、孫は蓋し公の辟す所にして以て自ら輔くる者なり。民士共に其の誼を高しとして曰く、「我則ち何をか斯に力めん」と。則ち相い互に碑を学に植て、其の詩を以て来たりて請う。

とある。マングタイの死に際して、江西の人々は彼を祭ってくれるよう省府に要請し、省府及びそこに勤めるマングタイの元部下たちはいずれも「我らのやるべきつとめだ」と言った。だがそれはなかなか実現されず、至元二十九年の春にもう一度要請した。だがそれでも速やかに行われなかったのである。府の經歷官であった孫某が、自らの俸禄を投じてそれを実行しようとした。彼はかつてマングタイに取り立ててもらった人物である。そして人々は大いにそれに賛同し、力を尽くして協力し、廟学に碑を建てることにし、碑文の執筆を劉辰翁に依頼したのである。ここに窺えるように、マングダイの美棠碑の立碑は官主導による公的な活動であった。しかも碑石の主は宋を滅ぼしたモンゴル側の要人である。そこに劉辰翁が何ら抵抗もなく参与していることは注目に値しよう。因みにか

の「遺民」として名高い謝枋得は至元二十四（一二八七）年に江浙行省左丞省であつたマングタイに招聘されたが断つており、ここにも両者の違いが対蹠的に窺える。⁽²⁵⁾

両者の関わりはこれだけではない。周密『癸辛雜識』別集上「蒙古江西政」に次のような話が見える。

蒙古及之在江西省也、每下学、則命士人坐講而立聽、又出鈔・帛・酒・米、命士人群試。劉会孟命題出「周南賦」、韻脚云、「言化之自北而南也」「聞韶賦不図為樂至於斯也」。蒙之死、会孟作祭文十六字云、「公来何暮、公逝何速。嗚呼哀哉、江西無福。」

蒙古及の江西省に在るや、下学する毎に、則ち士人に命じて坐講せしめて立聽し、又た鈔・帛・酒・米を出し、士人に命じて群試せしむ。劉会孟命題して「周南賦」を出す、韻脚に云う、「言化之自北而南也」「聞韶賦不図為樂至於斯也」と。蒙の死するに、会孟祭文十六字を作りて云う、「公の来たること何ぞ暮し、公の逝くこと何ぞ速し。嗚呼哀しきかな、江西無福無し」と。

文中の「蒙古及」はマングタイである。『癸辛雜識』は恐らく「歹」を「及」に誤つたのであろう。祭文に「逝くこと何ぞ速し」とあるのも着任後四十日で亡くなつたマングタイに当てはまる。マングタイは江西に来ると、劉辰翁ら地元の人を招いて講義をさせていた。文人達には「坐講」させ、自らは「立聽」するところに、彼らに対するマングタイの敬意が読み取れる。そしてそこに劉辰翁も参加していた。文の性質による要求は無論有るにせよ、これらの文章中にはマングタイに対する負の感情は見出せない。そして何より、これらの文の執筆を劉辰翁が承諾したことが重要なのである。江西行省丞相というマングタイの身分に鑑みるに、先的美棠碑と同じく、この祭文の執筆も恐らく官による要請を承けてのことと推察される。このマングタイの事例からも、劉辰翁にはモンゴルを拒絶する感情が殆ど無かつたことが窺える。

さらに碑文の執筆という行為自体も注目してよい。森田憲司『元代知識人と地域社会』（汲古書院、二〇〇四年）は、宋末元初の文人について、「元朝の官職に就かなかつたことが、即ち元朝支配への無視、離脱を示すのだらうか」（四九頁）と述べ、従来「遺民」と「武臣」を分かち最も重要な要素である元朝への仕不仕についての疑義を提出する。そして、氏は王応麟等の事例を通して、元朝に仕えなかつたことが必ずしも元への抵抗を意味するもので

はないことや、更には所謂「遺民」と呼ばれる人々と元の官僚との碑文の執筆を介した交流を指摘し、元に仕えないことが即ち元による支配体制との断絶を意味するものでもないことを指摘する。²⁶そしてこれまで検討したように、かかる氏の指摘は劉辰翁にもまさしく当てはまるものである。

おわりに

本稿の調査を踏まえれば、劉辰翁を抗元の愛国詞人と見なす従来の見方が、實際を踏まえぬイメージに過ぎないことが明らかであろう。劉辰翁の文集は子弟によつて一百巻にまとめられたが、明代に散佚し、現在はその十分の一しか伝存しない。然らば、かかる事例はさらに多くあったとも推察される。このように、劉辰翁は南宋滅亡後も元の官衙との関わりを絶つてはいないのである。これらの事実を顧みないまま、劉辰翁を愛国・抗元の詞人として殊更に顕彰するのはいかなるものか。彼を従来のように無批判に「愛国詞人」と称することに、筆者は多分に躊躇を覚えるものである。ではなぜ「愛国者」劉辰翁のイメージが形成されたのか。そこには文天祥のイメージの干渉、近現代中国のイデオロギーや「中国文学史」の影響などがあるが、この問題については稿を改めて論じる。

注

(1) 同氏『内北国而外中国：蒙元史研究』（中華書局、二〇〇七年）上冊収。該章の初出は『歴史月刊』第九九期、一九九六年四月。

(2) 「根拠其対当時世變所作的反応、宋元之際的江南士大夫大体可歸為三類、則「忠義」・「遺民」与「武臣」。忠義系指抵抗元軍而致殺身的烈士。遺民乃指忠于故国、不仕異代的節士。而武臣則指背棄宗邦、改仕新朝的現實主義者（蕭前掲書、一四五頁）、「激進型的遺民多系由宋末力抗元軍的忠義軍轉化而來、且多与奮戰江・浙・閩・広的義軍領袖文天祥素有淵源。宋亡之後、因受文氏「忠肝義胆不可狀、要与人間留好榜樣」精神的激励、而抗節不仕、成為遺民」（同

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて

書、一四七頁)。

- (3) 「劉辰翁、廬陵人、為文天祥之同門、景定三年進士、宋季浮沉下僚。宋亡後、托迹方外、飄泊各地、多与故老遺民往還、辰翁為宋元之際名詞家、其詞以感懷時事、悼念故國為主要内容。」(蕭前掲書、一四八頁)

- (4) 段大林校点『劉辰翁集』(江西人民出版社、一九八七年)「前言」、一〇二頁。

- (5) 吳企明校注『須溪詞』(宋詞別集叢刊、上海古籍出版社、一九九八年)「前言」、三頁。

- (6) 焦印亭『劉辰翁文学研究』(中国社会科学出版社、二〇一一年)「結語」、二〇八頁。

- (7) 『井岡山学院学报』(哲学社会科学) 第二七卷第一期収、二〇〇六年一月。

- (8) 『東北大学文学部研究年報』四三、一九九三年。のち同氏『中国文人論』(汲古書院、一九九四年)に収録。

- (9) 彼の伝記を伝える主な史料には、楊慎『楊升庵集』、錢士昇『南宋書』(卷六三)、黄宗羲『宋元学案』(卷八八、巽齋学案)、万斯道『宋季忠義錄』(卷十六)、曾廉『元書』(卷九二)、陸心源『宋史翼』(卷三五)、柯劭忞『新元史』(卷二二七)などの他、彼の郷里である江西省吉安府梅塘郷の劉氏宗廟に伝わる民国九(一九二〇)年庚申重修『小論芳径甘溪劉氏三派五修通譜』がある。だがそれらの記述は総じて簡潔に過ぎ、劉辰翁の詳細な伝記を知るためには、これらの史料に加え、彼自身及び周辺人物の著作中に見える関連記述を丹念に調べる必要がある。かかる状況の中、馬群『劉辰翁事跡考』(『詞学』第一輯収、華東師範大学出版社、一九八一年)、吳企明『劉辰翁年譜』(『中国韻文学刊』一九九〇年第二期)、同氏『劉辰翁年譜簡編』(同氏校注『須溪詞』収、上海古籍出版社、一九九八年)、劉宗彬『劉辰翁年譜』(『吉安師專学报』(哲学社会科学) 第十八卷第三期収、一九九七年九月。のち増訂版が呉洪沢、尹波主編『宋人年譜叢刊』(四川大学出版社、二〇〇三年)に収録)などの近人の諸研究があり、本稿もこれらを適宜参照した。
- (10) この頃の劉辰翁については李璞『劉辰翁三年飄流行迹補考』(『華東師範大学学报』(哲学社会科学版) 二〇〇〇年第二期)を参照。

- (11) 『北京図書館古籍珍本叢刊』第九四冊。

- (12) 薛昂夫については楊鎌・石曉奇・秦睿『元曲家薛昂夫』(新疆人民出版社、一九九二年)に詳しい。

- (13) 牧野修二『元代の儒学教育——教育課程を中心にして——』(『東洋史研究』三七・四、一九七九年)、同『元代生員

- の学校生活」(『愛媛大学法文学部論集文学科編』十三、一九八〇年)など。
- (14) 『元史』卷一五二張懋伝に拠れば、張懋は至元十六(一二七九)年に吉州路総管を拝し、趙秉政とともに十虎を討伐した後、至元十七(一二八〇)年二月に亡くなっている。
- (15) 牧野修二「元代廟学書院の規模について」(『愛媛大学法文学部論集文学科編』十二、一九七九年)。
- (16) 『元典章』卷六、台綱二、「察司体察等例」に、「提刑按察司官」所至之处、勸課農桑、問民疾苦、勉勵学校、宣明教化。若有不孝不悌、乱常敗俗、豪猾兇党、及公吏人等紊煩官司、侵凌細民者、皆糾而繩之。若有害害可以興除者、申台呈省」と。
- (17) 牧野修二「元代生員の学校生活」(『愛媛大学法文学部論集文学科編』十三、一九八〇年)。
- (18) 村上前掲論文。
- (19) 『天下同文集』卷十は題を「湖広廉訪使題名記」に作る。
- (20) 例えば、方回「江南浙西道肅政廉訪司題名記」(『洞江統集』卷三五)、王士熙「大元江東建康道肅政廉訪司題名記」(『安徽通志稿』金石古物考)など。
- (21) 胡思敬『須溪集校勘統記』(『豫章叢書』卷末)に「『来』下、疑脱『求』字」とあるのに従う。
- (22) 郭昂の経歴については姚燧「郭野齋詩集序」に詳しい。
- (23) 『元史』卷一六五郭昂伝に「(至元)二十六(一二八九)年、江西盜起、昂討之」とある。
- (24) マングタイについては、堤一昭「大元ウルス治下江南初期政治史」(『東洋史研究』五八一四、二〇〇〇年)、同「大元ウルス江南統治首脳の二家系」(『大阪外国語大学論集』二二、二〇〇〇年)を参照。
- (25) 『宋史』卷四二五謝枋得伝に「又明年、行省丞相忙兀台將旨詔之、執手相勉勞。枋得曰、「上有堯舜、下有巢由、枋得姓名不祥、不敢赴詔。」丞相義之、不強也」と。なお蕭啓慶は謝枋得も劉辰翁と同じく「与文天祥有関的激進型」に分類する。
- (26) 該書第七章「碑文の撰者としての知識人」を参照。

劉辰翁の「愛国詞人」のイメージについて